

特養(長期) 利用者負担額

坂戸サークルホーム

令和3年10月1日変更

第1段階

地域区分単価 1単位10.27円

	日額(※)	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算I	夜勤職員 配置加算	精神科医 療養指導加算	所定単位 合計	超過改善 83/1000(※)	特定超過改善 27/1000(※)	居住費			食費			実費(日額)		日額(約)	月額(31日)	高額介護サービス費			実負担 月額
									実費	補助額	自費分	実費	補助分	自費分	日用品費	預り金管理費			対象額	上限額	(補助費)	
要介護1	573	36	4	16	5	634	53	17	855	855	0	1,445	1,145	300	100	50	1,173	36,355	22,405	7,405	28,950	
要介護2	641					702	58	19									1,250	38,759	24,809	9,809	28,950	
要介護3	712					773	64	21									1,331	41,268	27,318	12,318	28,950	
要介護4	780					841	70	23									1,409	43,671	29,721	14,721	28,950	
要介護5	847					908	75	25									1,485	46,038	32,088	17,088	28,950	

第2段階

	日額(※)	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算I	夜勤職員 配置加算	精神科医 療養指導加算	所定単位 合計	超過改善 83/1000(※)	特定超過改善 27/1000(※)	居住費			食費			実費(日額)		日額(約)	月額(31日)	高額介護サービス費			実負担 月額
									実費	補助額	自費分	実費	補助分	自費分	日用品費	預り金管理費			対象額	上限額	(補助費)	
要介護1	573	36	4	16	5	634	53	17	855	485	370	1,445	1,055	390	100	50	1,633	50,615	22,405	7,405	43,210	
要介護2	641					702	58	19									1,710	53,019	24,809	9,809	43,210	
要介護3	712					773	64	21									1,791	55,528	27,318	12,318	43,210	
要介護4	780					841	70	23									1,869	57,931	29,721	14,721	43,210	
要介護5	847					908	75	25									1,945	60,298	32,088	17,088	43,210	

第3段階①

	日額(※)	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算I	夜勤職員 配置加算	精神科医 療養指導加算	所定単位 合計	超過改善 83/1000(※)	特定超過改善 27/1000(※)	居住費			食費			実費(日額)		日額(約)	月額(31日)	高額介護サービス費			実負担 月額
									実費	補助額	自費分	実費	補助分	自費分	日用品費	預り金管理費			対象額	上限額	(補助費)	
要介護1	573	36	4	16	5	634	53	17	855	485	370	1,445	795	650	100	50	1,893	58,675	22,405	0	58,675	
要介護2	641					702	58	19									1,970	61,079	24,809	209	60,870	
要介護3	712					773	64	21									2,051	63,588	27,318	2,718	60,870	
要介護4	780					841	70	23									2,129	65,991	29,721	5,121	60,870	
要介護5	847					908	75	25									2,205	68,358	32,088	7,488	60,870	

第3段階②

	日額(※)	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算I	夜勤職員 配置加算	精神科医 療養指導加算	所定単位 合計	超過改善 83/1000(※)	特定超過改善 27/1000(※)	居住費			食費			実費(日額)		日額(約)	月額(31日)	高額介護サービス費			実負担 月額
									実費	補助額	自費分	実費	補助分	自費分	日用品費	預り金管理費			対象額	上限額	(補助費)	
要介護1	573	36	4	16	5	634	53	17	855	485	370	1,445	85	1,360	100	50	1,893	80,685	22,405	0	80,685	
要介護2	641					702	58	19									1,970	83,089	24,809	209	82,880	
要介護3	712					773	64	21									2,051	85,598	27,318	2,718	82,880	
要介護4	780					841	70	23									2,129	88,001	29,721	5,121	82,880	
要介護5	847					908	75	25									2,205	90,368	32,088	7,488	82,880	

第4段階

	日額(※)	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算I	夜勤職員 配置加算	精神科医 療養指導加算	所定単位 合計	超過改善 83/1000(※)	特定超過改善 27/1000(※)	居住費			食費			実費(日額)		日額(約)	月額(31日)	高額介護サービス費 対象額		
									実費	補助額	自費分	実費	補助分	自費分	日用品費	預り金管理費			対象額	上限額	(補助費)
要介護1	573	36	4	16	5	634	53	17	855	0	855	1,445	0	1,445	100	50	3,173	98,355	22,405		
要介護2	641					702	58	19									3,250	100,759	24,809		
要介護3	712					773	64	21									3,331	103,268	27,318		
要介護4	780					841	70	23									3,409	105,671	29,721		
要介護5	847					908	75	25									3,485	108,038	32,088		

第4段階(2割負担)

	日額(※)	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算I	夜勤職員 配置加算	精神科医 療養指導加算	所定単位 合計	超過改善 83/1000(※)	特定超過改善 27/1000(※)	居住費			食費			実費(日額)		日額(約)	月額(31日)	高額介護サービス費 対象額		
									実費	補助額	自費分	実費	補助分	自費分	日用品費	預り金管理費			対象額	上限額	(補助費)
要介護1	573	36	4	16	5	634	53	17	855	0	855	1,445	0	1,445	100	50	3,896	120,760	44,810		
要介護2	641					702	58	19									4,050	125,567	49,617		
要介護3	712					773	64	21									4,212	130,585	54,635		
要介護4	780					841	70	23									4,368	135,391	59,441		
要介護5	847					908	75	25									4,520	140,125	64,175		

第4段階(3割負担)

	日額(※)	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算I	夜勤職員 配置加算	精神科医 療養指導加算	所定単位 合計	超過改善 83/1000(※)	特定超過改善 27/1000(※)	居住費			食費			実費(日額)		日額(約)	月額(31日)	高額介護サービス費 対象額		
									実費	補助額	自費分	実費	補助分	自費分	日用品費	預り金管理費			対象額	上限額	(補助費)
要介護1	573	36	4	16	5	634	53	17	855	0	855	1,445	0	1,445	100	50	4,619	143,165	67,215		
要介護2	641					702	58	19									4,850	150,375	74,425		
要介護3	712					773	64	21									5,093	157,902	81,952		
要介護4	780					841	70	23									5,327	165,111	89,161		
要介護5	847					908	75	25									5,555	172,213	96,263		

課税所得380万円  
(年収約770万円)未満

↓

負担限度額 44,400円(世帯)

課税所得380万円(年収約770万円)~690万円(1,160万円)未満

↓

負担限度額 93,000円(世帯)

課税所得690万円  
(年収約1,160万円)以上

↓

負担限度額 140,000円(世帯)

月額 = 日数分の〔所定単位合計〕×〔負担割合〕×1.11四捨五入×10.27切捨て + 日数分の〔居住費〕+〔食費〕+〔日用品費〕+〔預り金管理費〕

※ ×1.111は超過改善加算(×83/1000)と特定超過改善加算(×27/1000)の合計

※ 新型コロナ対応の特例として 令和3年9月利用分まで基本報酬に1/1000が加算されます